

官報

号外 平成六年六月二十日

○第百二十九回 参議院会議録第二十三号

平成六年六月二十日(月曜日)

午後零時四十一分開議

○議事日程 第二十二号

平成六年六月二十日

午後零時四十分開議

第一 健康保険法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の会議に付した案件

一、水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

一、農住組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

一、都市緑地保全法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(原文兵衛君) これより会議を開きます。

この際、日程を追加して、

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)

農住組合法の一部を改正する法律案

都市緑地保全法の一部を改正する法律案

(いずれも内閣提出、衆議院送付)

平成六年六月二十日 参議院会議録第二十三号

以上三案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(原文兵衛君) 御異議ないと認めます。

まず、委員長の趣旨説明及び報告を求めます。

建設委員長前田勲男君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔前田勲男君登壇、拍手〕

○前田勲男君 ただいま議題となりました三法律案のうち、まず水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、提案の趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本法律案は、本日、建設委員会におきまして全会一致をもって起草、提出したものであります。

昭和四十八年に制定されました水源地域対策特別措置法により、水源地域整備計画に基づく各種整備事業が実施され、水源地域の計画的かつ集中的な整備が図られてまいりました。しかし、近年、水源地域を取り巻く社会経済状況が大きく変化しており、ダム貯水池の水質の汚濁を事前に防止するための対策及び水源地域の活性化対策が強く求められております。

本法律案は、このような状況にかんがみ、指定ダムに係る整備事業の内容の充実を図るため、整備事業としてダム貯水池の水質の汚濁を防止するため必要と認められる事業を加えるとともに、水源地域の活性化に資するため、一定の事業に係る家屋等について固定資産税の不均一課税をした地方公共団体に対して地方交付税の減収補てんを行うこと等といたしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及びその概要であります。御賛同いただきますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、農住組合法の一部を改正する法律案及び都市緑地保全法の一部を改正する法律案の両法律案につきまして、建設委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農住組合法の一部を改正する法律案は、最近における市街化区域内農地の実態の変化等にかんがみ、農住組合の事業活動を通じて、市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換をより一層促進するための措置として、農住組合の地区の要件の緩和、農住組合の設立に必要な発起人の数の引き下げ等を行うものとしてあります。

次に、都市緑地保全法の一部を改正する法律案は、近年の都市における自然的環境整備の必要性の高まり等にかんがみ、都市における緑地の適正な保全及び緑化をより一層推進するため、市町村が策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画制度の創設、緑地保全地区の対象緑地の追加、緑地保全地区内土地の買入れ主体の拡大、緑化協定制度の拡充等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、以上両案を一括して議題とし、質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、順次採決の結果、両法案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、都市緑地保全法の一部を改正する法律案に対し、附帯決議を付することに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(原文兵衛君) これより三案を一括して採決いたします。

三案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原文兵衛君) 総員起立と認めます。

よって、三案は全会一致をもって可決されました。

これにて休憩いたします。

午後零時四十七分休憩

〔休憩後開議に至らなかった〕

出席者は左のとおり。

議員

議長	原文兵衛君
副議長	赤桐操君
議員	松谷善一郎君
	山崎正昭君
	太田豊秋君
	服部三男雄君
	楢崎泰昌君
	矢野哲朗君
	吉村剛太郎君
	南野知恵子君
	野間 昶君
	清水達雄君

議事日程追加の件 水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案外二件

佐藤 泰三君	鹿熊 安正君
片山虎之助君	鎌田 要人君
清水嘉与子君	須藤良太郎君
成瀬 守重君	合馬 敬君
尾辻 秀久君	石渡 清元君
井上 章平君	陣内 孝雄君
二木 秀夫君	野沢 太三君
宮崎 秀樹君	岡野 裕君
竹山 裕君	柳川 覺治君
吉川 博君	大塚清次郎君
沓掛 哲男君	田辺 哲夫君
西田 吉宏君	大浜 方栄君
増岡 康治君	村上 正邦君
森山 眞弓君	宮澤 弘君
田沢 智治君	世耕 政隆君
井上 吉夫君	遠藤 要君
林田悠紀夫君	沢田 一精君
伊江 朝雄君	北 修二君
岩崎 純三君	大河原太郎君
山本 富雄君	笠原 潤一君
溝手 顕正君	新間 正次君
狩野 安君	佐藤 静雄君
河本 三郎君	加藤 紀文君
岡 利定君	前島英三郎君
野村 五男君	大島 慶久君
関根 則之君	上野 公成君
喜岡 淳君	真島 一男君
中曾根弘文君	鈴木 貞敏君
下稻葉耕吉君	小野 清子君
志村 哲良君	木宮 和彦君
吉田 達男君	斎藤 文夫君
松浦 孝治君	守住 有信君

石井 道子君	青木 幹雄君
上杉 光弘君	浦田 勝君
菅野 壽君	佐々木 満君
久世 公亮君	永田 良雄君
松浦 功君	高木 正明君
岡部 三郎君	上野 雄文君
斎藤 十朗君	平井 卓志君
坂野 重信君	前田 勲男君
井上 孝君	板垣 正君
鈴木 榮治君	岩崎 昭弥君
中尾 則幸君	栗原 君子君
峰崎 直樹君	安恒 良一君
椎名 素夫君	紀平 梯子君
川橋 幸子君	大脇 雅子君
藥科 満治君	谷畑 孝君
山田 健一君	種田 誠君
岩本 久人君	肥田美代子君
堀 利和君	櫻井 規順君
西岡瑞穂子君	三上 隆雄君
堂本 暎子君	森 暢子君
深田 肇君	谷本 暢君
会田 長栄君	篠崎 年子君
竹村 泰子君	千葉 景子君
一井 淳治君	山口 哲夫君
山本 正和君	小川 仁一君
前畑 幸子君	角田 義一君
村田 誠醇君	湖上 貞雄君
糸久八重子君	本岡 昭次君
梶原 敬義君	浜本 万三君
大森 昭君	及川 一夫君
志苦 裕君	矢田部 理君
今井 澄君	小島 慶三君

山崎 順子君	河本 英典君
直嶋 正行君	上山 和人君
三重野栄子君	武田邦太郎君
釘宮 磐君	江本 孟紀君
北村 哲男君	日下部徳代子君
北澤 俊美君	泉 信也君
長谷川 清君	清水 澄子君
野別 隆俊君	庄司 中君
乾 晴美君	井上 哲夫君
小林 正君	星野 朋市君
平野 貞夫君	細谷 昭雄君
稻村 稔夫君	菅野 久光君
栗森 喬君	磯村 修君
笹野 貞子君	木暮 山人君
足立 良平君	松前 達郎君
鶴山 篤君	村沢 牧君
古川太三郎君	池田 治君
林 寛子君	田村 秀昭君
勝木 健司君	久保 亘君
青木 新次君	安永 英雄君
瀬谷 英行君	野末 陳平君
中村 鋭一君	石井 一二君
永野 茂門君	荒木 清寛君
風間 昶君	西川 潔君
西野 康雄君	西山登紀子君
横尾 和伸君	山下 栄一君
島袋 宗康君	阪 正敏君
高崎 裕子君	浜四津敏子君
武田 節子君	猪熊 重二君
國弘 正雄君	林 紀子君
寺崎 昭久君	中川 嘉美君
木庭健太郎君	白浜 一良君

國務大臣

劉田 貞子君	下村 泰君
三石 久江君	吉川 春子君
牛嶋 正君	片上 公人君
統 訓弘君	喜屋武眞榮君
田 英夫君	橋本 敦君
山田 勇君	矢原 秀男君
広中和歌子君	及川 順郎君
有働 正治君	吉岡 吉典君
井上 計君	吉田 之久君
和田 教美君	大久保直彦君
黒柳 明君	高桑 栄松君
藤澤 弘君	立木 洋君
上田耕一郎君	

建設大臣 森本 晃司君
 國務大臣 (国土庁長官) 左藤 恵君

議長の報告事項

去る十七日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 補欠

大森 昭君 上野 雄文君

瀬谷 英行君 鈴木 和美君

地方行政委員

辞任 補欠

上野 雄文君 大森 昭君

中尾 則幸君 大淵 絹子君

渡辺 四郎君 上山 和人君

外務委員

北村 哲男君

補欠

角田 義一君

猪木 寛至君

吉田 之久君

大蔵委員

鈴木 和美君

補欠

瀨谷 英行君

白浜 一良君

高桑 栄松君

文教委員

上山 和人君

補欠

渡辺 四郎君

厚生委員

吉田 之久君

補欠

猪木 寛至君

高桑 栄松君

白浜 一良君

農林水産委員

大淵 絹子君

補欠

中尾 則幸君

浜四津敏子君

風間 昶君

商工委員

角田 義一君

補欠

北村 哲男君

風間 昶君

浜四津敏子君

運輸委員

下村 泰君

補欠

青島 幸男君

通信委員

陣内 孝雄君

補欠

吉川 博君

鶴岡 洋君

横尾 和伸君

青島 幸男君

下村 泰君

建設委員

吉川 博君

補欠

陣内 孝雄君

成瀬 守重君

補欠

加藤 紀文君

溝手 顕正君

佐藤 泰三君

中村 鋭一君

小林 正君

刈田 貞子君

武田 節子君

有働 正治君

吉岡 吉典君

西山登紀子君

吉川 春子君

小林 正君

笹野 貞子君

武田 節子君

刈田 貞子君

加藤 紀文君

成瀬 守重君

佐藤 泰三君

溝手 顕正君

笹野 貞子君

中村 鋭一君

白浜 一良君

常松克安君の補欠

同日議長は、次の議員提案を商工委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を商工委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を商工委員会に付託した。

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を商工委員会に付託した。

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

石油公団法の一部を改正する法律案

ガス事業法の一部を改正する法律案

警察法の一部を改正する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

JR東日本による言論弾圧に関する質問主意書

(改正敏君提出)

同日内閣から、次の質問については、いずれも検討する必要があり、これに日時を要するため、それぞれ明示する期限までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による各通知書を受領した。

参議院議員既正敏君提出防衛庁における訓令の拘束力に関する質問(答弁することができる期限 六月二十九日)

参議院議員既正敏君提出戦略防衛構想研究に関する日米協定に関する質問(同 六月二十七日)

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

石油公団法の一部を改正する法律

ガス事業法の一部を改正する法律

警察法の一部を改正する法律

同日内閣から、土地基本法第十条の規定に基づき平成五年度土地の動向に関する年次報告及び平成六年度において土地に関して講じようとする基本的な施策についての文書を受領した。

同日内閣から、国際労働機関憲章第十九条の規定による千九百九十三年の国際労働機関第八十回総会において採択された条約及び勧告に関する報告書を受領した。

本日委員長から次の議案が提出された。

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案(建設委員長提出)(参第三号)

本日委員長から次の報告書が提出された。

農住組合法の一部を改正する法律案(閣法第二三三号)審査報告書

都市緑地保全法の一部を改正する法律案(閣法第四二二号)審査報告書

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。

平成六年六月二十日

提出者

建設委員長 前田 勲男

参議院議長 原 文兵衛殿

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律

水源地域対策特別措置法(昭和四十八年法律第百十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「あわせて」の下に「ダム貯水池の水質の汚濁を防止し、又は」を加える。

第五条第一号中「緩和する」を「緩和し、又はダム貯水池の水質の汚濁を防止する」に改める。

第十二条の次に次の二条を加える。

(固定資産税の不均一課税に伴う措置)

第十三条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第六条第二項の規定により、自治省令で定める地方公共団体が、水源地域内において水源地域の活性化に資する事業として自治省令で定める事業の用に供する設備を新設し、又は

平成六年六月二十日 参議院會議録第二十三号

水源地域対策特別措置法の一部を改正する法律案

農住組合法の一部を改正する法律案 都市緑地保全法の一部を改正する法律案

増設した者について、その事業に係る償却資産又はその事業に係る家屋若しくはその敷地である土地に対する固定資産税に係る不均一の課税をした場合において、その措置が自治省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和二十五年法律第二百一十一号)

第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(その措置がなされた最初の年度以降三箇年度におけるものに限り)のうち自治省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(その措置が自治省令で定める日以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

(水源地域の活性化のための措置)
第十四条 国及び地方公共団体は、この法律に特別の定めのあるもののほか、水源地域の活性化に資するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附則

この法律は、公布の日から起算して二月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

審査報告書

農住組合法の一部を改正する法律案
右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

建設委員長 前田 勲男

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、農住組合の事業活動を通じて市街化区域内農地の住宅地等への円滑かつ速やかな転換をより一層促進するため、農住組合の地区の要件の緩和、農住組合の設立に必要な発起人の数の引下げ等所要の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認められる。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

農住組合法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

農住組合法の一部を改正する法律案

農住組合法の一部を改正する法律案

農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「三人」を「二人」に改める。
第六十条第二号中「大部分」を「おおむね二分の一以上」に改め、同条第三号中「又は行われた」と及び「都市計画法第八十一条第十四号に掲げる生産緑地地区の区域」を削る。

第六十一条、第六十三条第二項及び第七十一条第四項中「四人」を「三人」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

都市緑地保全法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成六年六月二十日

建設委員長 前田 勲男

参議院議長 原 文兵衛殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法は、近年の都市における自然的環境の整備の必要性の高まり等にかんがみ、都市における緑地の適正な保全及び緑化をより一層推進するため、市町村が策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画制度を創設するとともに、緑地保全地区の対象緑地の追加、緑地保全地区内の土地の買入れ主体の拡大、緑地協定制度の拡充等所要の措置を講じようとするものであって、妥当な措置と認められる。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、国及び都道府県は、「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定に当たっては、当該市町村の自主性を最大限尊重すること。
二、国及び都道府県は、市町村の土地買入れに当たっては、円滑に買入れができるよう十分配慮すること。

三、新設される「動植物の生息地又は生育地として適正に保全される必要がある地区」の緑地保全地区指定に当たっては、動植物の生態系維持に配慮した範囲を確保すること。

四、国及び地方公共団体は、緑地協定区域の環境保全のための措置について十分配慮すること。右決議する。

都市緑地保全法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成六年六月七日

衆議院議長 土井たか子

参議院議長 原 文兵衛殿

都市緑地保全法の一部を改正する法律案

都市緑地保全法の一部を改正する法律案

都市緑地保全法(昭和四十八年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

目次中第一章 総則(第一条・第二条)を「第一章 総則(第一条・第二条)」とし、第一章の二 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(第二条の二)に改める。

第一条中「定めることにより」の下に「、都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まつて」を加える。

第一章の次に次の一章を加える。

第二章の二 緑地の保全及び緑化の推進に
関する基本計画

(緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画)
第二条の二 市町村は、都市における緑地(樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているものをいう。以下同じ。)の適正な保全及び緑化の推進に関する措置を主として都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された都市計画区域内において講じられるものを総合的かつ計画的に実施するため、当該市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を定めることができる。

2 基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 緑地の保全及び緑化の目標
- 二 緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項
- 三 次に掲げる事項のうち必要なもの
 - イ 緑地の配置の方針に関する事項
 - ロ 緑地保全地区内の緑地の保全に関する事項で次に掲げるもの
- (1) 緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項

(2) 第八条の規定による土地の買入れ及び買入れた土地の管理に関する事項
(3) その他緑地保全地区内の緑地の保全に
関し必要な事項

ハ 緑化の推進を重点的に図るべき地区及び当該地区における緑化の推進に関する事項

3 基本計画は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想に即し、かつ、都市計画法第十八条の二第一項の市町村の都市計画に関する基本的な方針に適合するとともに、首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第三条第一項の規定による近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては、同法第四条第一項の規定による近郊緑地保全計画に、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三十三号)第五条第一項の規定による近郊緑地保全区域をその区域とする市町村にあつては同法第三条第一項の規定による保全区域整備計画に、それぞれ適合したものでなければならぬ。

4 市町村は、基本計画に第二項第三号ロに掲げる事項を定めようとする場合においては、当該事項について、あらかじめ、都道府県知事と協議しなければならない。ただし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(第十二条において「指定都市」という。)にあつては、この限りでない。

5 市町村は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
6 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第三条第一項中「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五条の規定により指定された」を削り、「において、樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となつて、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となつて、良好な自然的環境を形成しているもの(以下「緑地」という。)で、「を」の緑地で」に改め、同項第一号中「遮断地帯」を「遮断地帯」に改め、同項第三号中「風致又は景観がすぐれており」を「次のいずれかに該当し」に改め、同号に次のように加える。

イ 風致又は景観が優れていること。

ロ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要があること。

第三条第二項中「昭和四十一年法律第百一号」及び「昭和四十二年法律第百三十三号」を削る。
第五条第九項第一号中「行なう」を「行う」に改め、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 基本計画において定められた当該緑地保全地区内の緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項に従つて行う行為

第八条第一項中「きたす」を「来す」に改め、「都道府県において」を削り、「場合においては」の下に「、第三項の規定による買入れが行われる場合を除き」を加え、同条第二項中「前項」を「第一項又は前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 都道府県知事は、前項の規定による申出があつたときは、当該土地の買入れを希望する市町村を当該土地の買入れの相手方として定めることができる。

3 前項の場合においては、土地の買入れの相手方として定められた市町村が、当該土地を買い入れるものとする。
第九条中「都道府県」の下に「又は市町村」を、「前条第一項」の下に「又は第三項」を、「適合する」の下に「の下に」、かつ、第二条の二第二項第三号ロに掲げる事項を定める基本計画が定められた場合にあつては、当該事項に従つて」を加える。
第十条中「国は、」の下に「都道府県が行う」を、「買入れ」の下に「並びに市町村が行う」同条第三項の規定による土地の買入れ」を加える。
第十二条中「地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下この条において「指定都市」という。))」を「指定都市」に、「行なう」を「行う」に改める。
第十四条第一項中「有する者」を「(臨時設備その他一時使用のため設定されたことが明らかなるものを除く。以下「借地権等」という。)を有する者(土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第九十八条第一項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第八十三条において準用する場合を含む。以下この項、第十七条の二第一項及び第二項並びに第十八条の二第一項、第二項及び第五項において同じ。)の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者及び借地権等を有する者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となつて

地がある場合においては、当該借地権等の目的となつて土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。

第十四条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

8 緑化協定においては、前項各号に掲げるもののほか、都市計画区域内の土地のうち、緑化協定区域に隣接した土地であつて、緑化協定区域の一部とすることにより市街地の良好な環境の確保に資するものとして緑化協定区域の土地となつて当該緑化協定区域内の土地所有者等が希望するもの(以下「緑化協定区域隣接地」という。)を定めることができる。

第十五条第一項中「前条第三項」を「前条第四項」に改める。

第十六条第一項中「第十四条第三項」を「第十四条第四項」に改め、同項に次の一号を加える。

四 緑化協定において緑化協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められておることその他の緑化協定区域隣接地について建設省令で定める基準に適合するものであること。

第十七条第一項中「土地所有者等」の下に「当該緑化協定の効力が及ばない者を除く。」を加え、同条の次に次の一条を加える。

第十七条之二 緑化協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)で当該緑化協定の効力が及ばない者の所有するもの全部又は一部について借地権等が消滅した場合においては、その借地権等の目的となつていた土地(同項の規定に

より仮換地として指定された土地に対応する従前の土地にあつては、当該土地についての仮換地として指定された土地)は、当該緑化協定区域から除かれるものとする。

2 緑化協定区域内の土地で土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定されたものが、同法第八十六条第一項の換地計画又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第七十二条第一項の換地計画において当該土地に対応する従前の土地についての換地として定められず、かつ、土地区画整理法第九十一条第三項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十二条において準用する場合を含む。)の規定により当該土地に対応する従前の土地の所有者に対してその共有持分を与えるように定められた土地としても定められなかつたときは、当該土地は、土地区画整理法第三十三条第四項(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第八十三条において準用する場合を含む。)の公告があつた日が終了した時において当該緑化協定区域から除かれるものとする。

8 前二項の規定により緑化協定区域内の土地が当該緑化協定区域から除かれた場合においては、当該借地権等を有していた者又は当該仮換地として指定されていた土地に対応する従前の土地に係る土地所有者等(当該緑化協定の効力が及ばない者を除く。)は、遅滞なく、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

4 第十六条第二項の規定は、前項の規定による届出があつた場合その他市町村長が第一項又は

第二項の規定により緑化協定区域内の土地が当該緑化協定区域から除かれたことを知つた場合について準用する。

第十八条中「前条第二項」を「第十七条第二項」に改め、「なつた者」の下に「(当該緑化協定について第十四条第一項又は第十七条第一項の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者を除く。)」を加え、同条の次に次の一条を加える。
(緑化協定の認可の公告があつた後緑化協定に加わる手続等)

第十八条之二 緑化協定区域内の土地の所有者(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地の所有者)で当該緑化協定の効力が及ばないものは、第十六条第二項(第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた後いつでも、市町村長に対して書面その意思を表示することができる。

2 緑化協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等は、第十六条第二項(第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による認可の公告があつた後いつでも、当該土地に係る土地所有者等の全員の合意により、市町村長に対して書面その意思を表示することによつて、緑化協定に加わることができる。ただし、当該土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)の区域内に借地権等の目的となつておる土地がある場合

においては、当該借地権等の目的となつておる土地の所有者以外の土地所有者等の全員の合意があれば足りる。

3 緑化協定区域隣接地の区域内の土地に係る土地所有者等で前項の意思を表示したものに係る土地の区域は、その意思の表示があつた時以後、緑化協定区域の一部となるものとする。

4 第十六条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による意思の表示があつた場合について準用する。

5 緑化協定は、第一項又は第二項の規定により当該緑化協定に加わつた者がその時において所有し、又は借地権等を有していた当該緑化協定区域内の土地(土地区画整理法第九十八条第一項の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地)について、前項において準用する第十六条第二項の規定による公告があつた後において土地所有者等となつた者(当該緑化協定について第二項の規定による公告をしなかつた者の有する土地の規定による合意をしなかつた者の有する土地の所有権を承継した者及び前条の規定の適用がある者を除く。)に対しても、その効力があつるものとする。

第十九条第一項中「は、第十四条第三項」を「当該緑化協定の効力が及ばない者を除く。」は、第十四条第四項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(土地の共有者等の取扱い)
第十九条之二 土地又は借地権等が数人の共有に属するときは、第十四条第一項、第十七条第一項、第十八条第二項及び第二項並びに前条第一項の規定の適用については、合わせて一の

規定の適用については、合わせて一の

所有者又は借地権等を有する者とみなす。
第二十条第四項中「一年」を「三年」に改める。
第二十一条中「二十万円」を「五十万円」に改める。

第二十二条中「十万円」を「三十万円」に改める。
第二十三条中「三万円」を「二十万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(一人緑化協定に関する経過措置)

2 この法律の施行前に都市緑地保全法第二十条第三項において準用する同法第十六条第二項の規定による認可の公告のあった緑化協定についての改正後の同法第二十条第四項の規定の適用については、同項中「三年」とあるのは、「一年」とする。

(首都圏近郊緑地保全法の一部改正)

3 首都圏近郊緑地保全法の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「国は、」の下に「都県が行う」を、「買入れ」の下に「並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れ」を加える。

(近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部改正)

4 近畿圏の保全区域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「国は、」の下に「府県が行う」を、「買入れ」の下に「並びに市町村が行う同条第三項の規定による土地の買入れ」を加える。

(租税特別措置法の一部改正)

5 租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十四条第二項第二号中「(昭和四十八年法律第七十二号)第八条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

第六十五条の三第一項第二号中「都市緑地保全法第八条第一項」の下に「若しくは第三項」を加える。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	千一〇五 東京都港区
大藏省印刷局	虎ノ門二丁目二番四号
電 話	03 (3587) 4294
定 価	本号一部 三円
送料別	三円